

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第十条第三項の規定に基づく届出があった件

○厚生労働省告示第二百三十一号

平成二十八年厚生労働省告示第三百二十八号をもって公示した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会から、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）第十条第三項の規定に基づき、主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

変更前の主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋一丁目五番十一号	変更の日
変更後の主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋一丁目四番十四号	令和六年四月二十二日